

社会福祉法人木津川市社会福祉協議会公平委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、社会福祉法人木津川市社会福祉協議会(以下、「本会」という。)公平委員会の設置運営に関し、必要な事項を定める。

(役割及び権限)

第2条 公平委員会(以下、「委員会」という。)は、中立的かつ専門的な人事機関として任命権者の任命権行使に関して、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- (2) 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- (3) 前2号に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。
- (4) 前3号に掲げるものを除くほか、法律に基づきその権限に属せしめられた事務。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもってこれに充てる。

- (1) 本会会長の指名する理事2名
- (2) 職員の過半数を代表するもの2名
- (3) 学識経験者1名

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選とする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要があると認めるとき、又は委員の請求があったときに、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。

(審査)

第6条 委員会が行う審査は、書面又は口頭による。

- 2 委員会は、必要のあると認めるときは、当事者に質問し又は立証を求めることができる。

(判定)

第7条 委員会は、審査を終了したときは、速やかに判定を行い、判定書を作成し判定書の写しを当事者に送達する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、本会の人事担当者において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮ってこれを定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成30年3月2日から施行する。